

幕別町告示第87号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5及び第167条の11第2項の規定により、幕別町（公社及び一部事務組合を含む。）が発注する工事又は製造の請負、物品の供給その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格等を定めた令和4年12月1日付け幕別町告示第95号の一部を次のとおり変更する。

令和6年11月29日

幕別町長 飯田晴義

「4 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」を

「4 競争入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、物品購入、業務委託及び買入れについては、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで」に変更する。

「9 競争入札に参加する者に必要な資格の審査」に次の一文を加える。

「※ 令和5・6年度競争入札参加資格者は、納税証明書（申請時と同種類のもの、提出時から3月以内に作成されたもの）を提出すること。」